林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく改善計画認定要領

第１　趣旨

林業の担い手となる林業労働力を円滑に確保するためには、その受け入れの主体となる事業主の雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図る必要がある。

このため、知事は林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第 45 号。以下「法」という。）に基づき、事業主が策定した「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」（以下、「改善計画」という。）を認定することにより、「認定事業主」として位置付け、これに対し重点的な支援措置を講じるものとする。

改善計画の認定については、法及び林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成８年政令第 153 号、以下「政令」という。）、林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について（平成８年８林野組第 120 号・労働省発職第 141 号事務次官依命通達）、林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について（平成８年８林野組第 121 号・職発第 370 号林野庁長官・労働省職業安定局長通達、以下「運用」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第２　定義

１　法の対象とする「林業労働者」とは、造林、保育、伐採、作業道の開設等森林施業に付帯する作業（以下「森林施業」という。）に従事する労働者をいう。

一般には、林業の概念に含まれるきのこ、ウルシ等の特用林産物の生産、製炭、狩猟に専ら従事する労働者や木材・木製品製造業に従事する労働者は含めない。

ここでいう「造林」とは、林地の地拵え、木竹の植栽（植付）等をいい、「保育」とは、下刈り、枝打ち、つる切り、除伐等をいい、「伐採」とは、主伐及び間伐をいう。

また、「その他の森林の施業」とは、作業道の開設等森林施業に附帯する作業をいう。

２　法の対象とする「事業主」とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。いわゆる一人親方のように林業労働者を雇用していない事業主は、法の事業主には該当しない。

(1)　森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者（森林法第２条第２項に規定する森林所有者）の組織する団体（林業研究グループ等）

(2)　造林業、育林業又は素材生産業を営む者（生産森林組合を含む）

(3)　前号に掲げる者の組織する団体

(4)　前(3)号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの

第３　改善計画の作成

１　改善計画の認定を受けようとする事業主（以下、「認定申請事業主という。」）は、知事が策定し公表した「佐賀県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」（以下、「基本計画」という。）の趣旨に基づき改善計画を作成するものとする。

２　事業主は、単独で又は他の事業主若しくは佐賀県林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）と共同して、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な改善措置についての計画（以下「改善計画」という。）を作成するものとする。

なお、共同して改善計画を作成する場合には、共同の改善計画と個別の事業主の改善計画の双方を作成するものとする。

３　改善計画には、次の事項を記載するものとする。

(1) 改善措置の目標
(2) 改善措置の内容
(3) 改善措置の実施時期
(4) 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

4　改善計画は、事業主の経営全体について作成するものとし、当該事業主が林業以外の事業を営む場合においては、林業以外の事業についても記載するものとする。

従って、その経営に係る事業所が複数所在する場合にあっても、原則として同一の改善計画を作成することとする。

ただし、林業以外の事業を併せ営む事業主にあって、林業と林業以外の事業とにおいて、雇用管理及び事業の実施に係る責務が明確に分かれている場合には、林業以外の事業を改善計画に記載する必要はなく、また、林業以外の事業のみを行っている事業所については、改善計画を作成する必要はない。

5　経営に係る事業所が２都道府県以上にまたがって所在する場合には、当該事業所の所在するそれぞれの都道府県知事に対して提出するものとする。

6　様式２の３の「(2)改善措置の実施項目」は、「雇用管理の改善」及び「事業の合理化」をそれぞれ１つ以上について目標を掲げて実施するものとする。

7　改善計画の実施期間は、おおむね５年とする。

8　改善措置の目標設定にあたっては、運用の（別紙）改善措置の目標記載事項の例（参考）を参考に設定するほか、事業体の実情に照らして、直近の実績よりも改善するように数値目標を設定するものとする。但し、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 条）第 36 条第２項又は第 44 条第 2 項に基づいて知事が公表している民間事業者（意欲と能力のある林業経営者）及び「林業経営体の育成について」（平成 30 年２月６日付け 29 林政経第 316 号林野庁長官通知）に基づく「意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体」については、それぞれの申請書類に記載した事業目標値との整合を図り、目標設定をするものとする。

第４　改善計画の認定申請

1　認定申請事業主は、運用様式１と運用様式２を各１部及びその写し３部に所要の添付書類及び職員管理表（参考様式）を添えて、知事に提出するものとする。

2　事業主が他の事業主もしくは支援センターと共同して行う改善計画（以下「共同改善計画」という。）の認定申請は、運用様式３、運用様式４及び運用様式２を各１部とその写し３部に所要の添付書類及び職員管理表（参考様式）を添えて、知事に提出するものとする。

第５　改善計画の認定及び公表

1　知事は、第４により計画認定の申請があったときは、次の各号のいずれにも適合する場合に、これを認定するものとする。

(1) 認定申請事業主の林業の実績が１年未満の場合は、支援センターとの共同改善計画であること。
(2) 改善計画書に記載された第３の第３項の(1)から(3)までに掲げる事項が、基本計画に照らして適切なものであること。
(3) 改善計画書に記載された第３の第３項の(1)から(4)までに掲げる事項が、改善措置の目標を確実に達成するために適切なものであること。
(4) 改善措置の目標が、現状より向上するものであること。
(5) 改善措置の目標が、申請者の経営能力、資金計画等を総合的にみて達成可能なもの。

(6) 改善計画の内容が、雇用管理の改善及び事業の合理化の中からそれぞれ１つ以上の改善措置について取り組まれていること。なお、募集・採用の改善はその他の雇用管理の改善に関する措置と併せて取り組まれていること。
(7) 改善措置の内容が、労働基準法その他の労働関係法令に適合すること。
(8) 常時５人以上を雇用し森林施業を行う事業主である場合は、雇用管理者を選任していること。選任されていない場合は、選任が計画されていること。
(9) 林業労働者に雇用条件を明らかにした文書を交付していること。当該文書を交付していない場合は、当該文書の交付が計画されていること。
(10) 林業技能士等の資格の有無を給与や能力評価に反映する等の具体的な処遇改善措置を計画及び実施していること。

2　知事は、前項の認定をしたときは、運用様式５によりその旨を申請者に通知するとともに、運用様式６により申請者の事業所の所在地を管轄する農林事務所長、支援センター及び九州森林管理局に通知するものとする。

3　事業主からの認定申請書の受付期日は毎年度次のとおりとする。

第１回　　６月 10 日
第２回　　９月 10 日
第３回　　12 月 10 日
第４回　　３月 10 日

4　改善計画を認定した場合は、次に掲げる内容を県のホームページで公表するものとする。

（１）認定事業体名
（２）代表者
（３）住所
（４）認定年月日
（５）認定期間
（６）フォレストリーダー（現場管理責任者）若しくはフォレストマネージャー（統括現場管理責任者）又は技能検定２級以上の合格者の在籍状況

第６　改善計画の変更

1　改善計画の変更を申請しようとする事業主（認定に係る共同改善計画にあっては、支援センターを含む。以下第６及び第７において同じ。）は、「改善計画変更認定申請書」（運用様式７）１部とその写し３部を知事に提出し、その認定を受けなければならない。

2　前項の認定計画の変更の申請は、次に掲げる場合とする。その他の認定計画の軽微な変更については、「改善計画変更届出書」（運用様式８）の受理をもって変更の認定に代えることができるものとする。

(1) 改善措置の目標を変更する場合（ただし、事業規模の拡大及び労働生産性の向上に係る改善措置の当該事業年度（会計処理上、暦年を採用している事業主の場合には、暦年とする。以下この項において同じ。）の改善措置の計画量に対する３割を超えない範囲内の事業実行に伴う増減については、この限りではない。）
(2) 改善措置の項目を追加又は廃止する場合
(3) 共同改善計画に参加する事業主の数が増加又は減少する場合
(4) 改善計画の実施期間を変更する場合
(5) 改善計画の実施時期を変更する場合（ただし、事業年度を超えない範囲内の改善措置の実施時期の変更については、この限りではない。）
(6) 改善措置の実施に係る資金計画について、「改善計画認定申請書」の各内訳額がおお

むね３割を超えて変更する場合
３　第５の規定は、認定計画の変更を行う場合について準用する。なお、この場合、申請者に対しては、「改善計画変更認定通知書（申請者用）」（運用様式９）により、管轄する農林事務所長、支援センター及び九州森林管理局に対しては、「改善計画変更認定通知書（関係機関用）」（運用様式 10）によるものとする。
４　変更後の改善計画の実施期間は、変更前の改善計画の実施期間を含めておおむね５年間（終期は５年目の日を含む事業年度の末日まで）以内とする。

第７　認定の取消し
１　知事は、認定計画の実施に遅滞があると認められる場合には、事業主に対し、当該認定計画に従って円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じ、認定計画の変更を指導するものとする。
２　知事は、認定計画の実施に著しい支障が生じて、当該認定計画に従って事業を実施する見込がなくなったと認められる場合、又は当該認定計画が第５に掲げる認定基準を満たさなくなったと認められる場合には、当該認定計画の認定を取消すことができるものとする。
３　第５の第２項は、認定を取消す場合について準用する。なお、この場合、当該事業主に対しては、「改善計画認定取消通知書（事業主用）」（運用様式 11）により、管轄する農林事務所長、支援センター及び九州森林管理局に対しては、「改善計画認定取消通知書（関係機関用）」（運用様式 12）によるものとする。

第８　改善計画実施状況報告
１　事業主は、毎事業年度の実施状況について、「改善措置実施状況報告」（運用様式 13）により、当該報告に係る事業年度の終了後３ヶ月以内に、支援センターに提出するものとする。
２　事業主は、改善計画の実施期間が終了したときは、遅延なく、改善措置の実施結果について、「改善措置実施結果報告」（運用様式 14）により、支援センターに提出するものとする。
３　支援センターは、「改善措置実施状況報告」及び「改善措置実施結果報告」を取りまとめて知事に報告するものとする。
４　第５の１の⑴により作成・認定された共同改善計画については、知事が１年後のその取組状況を確認するものとする。

第９　書類の提出
事業主が知事に対して提出する書類は、事業主の事務所を管轄する農林事務所を経由して提出するものとする。

第 10　認定事業主に対する支援措置
支援センターは、技能者養成研修、林業情報の提供、雇用改善指導等を行うとともに、改善計画の認定を受けた事業主（認定事業主）に対して、高性能林業機械のレンタルを行うことができる。

附　則（平成 25 年１月 17 日付け林業第 1477 号）
この要領は、平成 25 年１月 17 日から施行する。
なお、「林業事業体経営基盤強化並びに雇用管理の改善計画の認定要領」は廃止するも

のとし、当該要領に基づき改善計画の認定を受けた事業主は、現行の改善計画の終期までの間、認定は有効とする。

附　則（令和５年２月 13 日付け林業第 2061 号）
　この要領は、令和５年２月 13 日から施行する。

附　則（令和　年　月　　日付け林業第　　　　号）
　この要領は、令和８年　月　日から施行する。